

浜松市告示第 4 1 5 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令 和 8 年 7 月 2 4 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令 和 8 年 7 月 2 4 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

路 線 名	区 間	供用開始の期日	摘 要
細島 8 号線	浜松市中央区細島町 217 番 3	令 和 8 年 7 月 2 4 日	拡 幅 区 間

浜 松 市 告 示 第 4 1 5 号の2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和 8 年 7 月 2 4 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 2 4 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

路 線 名	区 間	供用開始の期日	摘 要
池川富塚線	浜松市中央区鹿谷町 22 番 22 から 浜松市中央区鹿谷町 68 番 11 地内まで	令和 8 年 7 月 2 4 日	拡 幅 区 間